

令和 3 年

上尾市議会 3 月定例会議案

(追 加)

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

このページは白紙です。

議案第 5 4 号

訴えの提起について

本市が行った支払督促の申立てについて、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により、下記のとおり訴えの提起があったものとみなされることとなったため、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 1 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 相手方

市内在住の男性

2 事件の内容

相手方は、市から重複して特別定額給付金の支給を受け、再三の催告にもかかわらず、その返還に応じなかったため、誤って支給した特別定額給付金の返還及びこれに対する法定利息金の支払を求める支払督促の申立てを行った。これに対して相手方から督促異議の申立てがあったため、訴えの提起があったものとみなされることとなった。

3 請求の趣旨

誤って支給した特別定額給付金の返還及びこれに対する法定利息金の支払を求める。

4 授權事項

必要に応じて控訴及び上告をすることができる。

提案理由

誤って支給した特別定額給付金の返還等の支払督促の申立てについて、訴えの提起があったものとみなされることとなったため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出する。